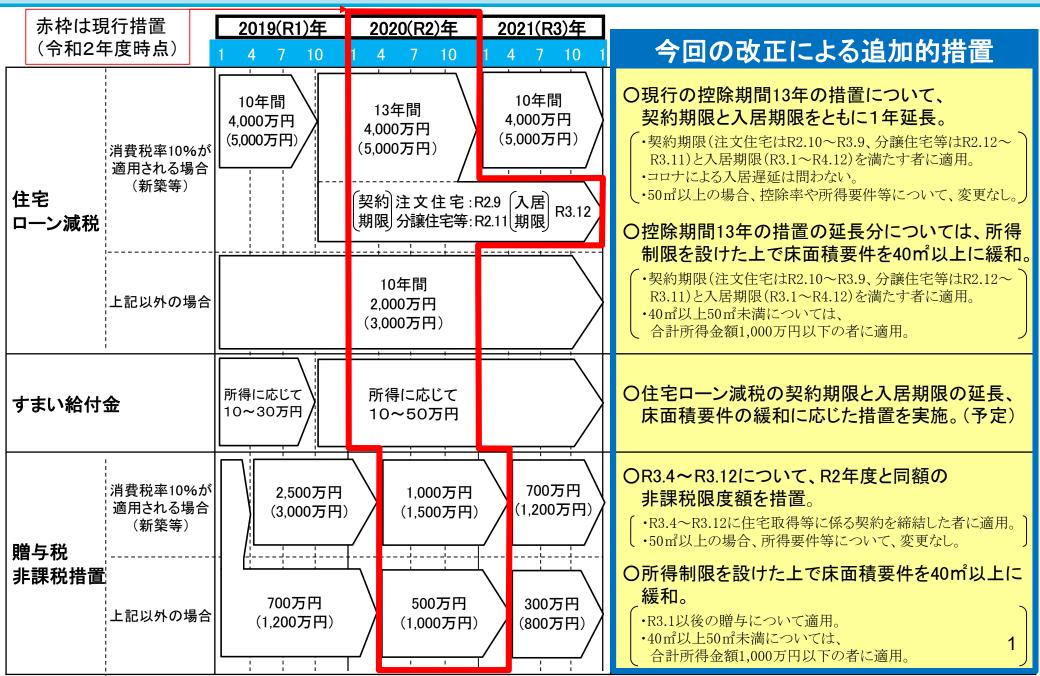
令和3年度 国土交通省税制改正事項 (住宅局関係抜粋)

令和2年12月 国土交通省住宅局

令和3年度住宅税制改正概要(住宅ローン減税・贈与税非課税措置)



令和3年度稅制改正概要(住宅局関係)

要望内容	特例措置	税目
延長	買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置 事業者が既存住宅を取得し、耐震改修等のリフォームを行う場合、不動産取得税を減額 [住宅部分] 築年数に応じて、最大36万円を減額 [敷地部分] 瑕疵担保責任保険に加入する等の場合は、自己居住用住宅と同様の減額措置 (最低45,000円減額(床面積に応じ加算))	不動産取得税
延長	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制 「固定資産税」 [住宅部分] 1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める割合を減額(5年間) 「不動産取得税 [住宅部分] 最大36万円減額 「敷地部分] 自己居住用住宅と同様の減額措置(最低45,000円減額(床面積に応じ加算))	固定資産税 不動産取得税
拡充	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 耐震性不足のマンションの建替え等を行う場合に認められている不動産取得税の非課税措置等について、耐震性不足だけでなく、外壁剥落等により周辺に危害を生じるおそれがある場合等にも適用	所得税 法人税 登録免許税 住民税 事業税 不動産取得税

【その他の項目】

〇被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充(固定資産税・都市計画税)

〇防災街区整備事業の施行に伴う新築の防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

〇特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長(印紙税)

買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長(不動産取得税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行った場合、不動産取得税を減額する特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 既存住宅流通・リフォーム市場の更なる活性化に向けて平成30年4月より、宅地建物取引業法の改正による<u>インスペクション</u> の活用や、「安心R住宅」制度などの取組を開始したところ。
- <u>買取再販</u>は、ノウハウを有する事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行いエンドユーザーに販売する 事業。消費者が安心して購入できることから、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大に大きな役割を果たすものとして期待。

目標

2025年までに既存住宅流通市場規模を8兆円に、リフォーム市場規模を12兆円に倍増

[未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)]

要望の結果

特例措置の内容

現行、買取再販で扱われる住宅に係る不動産取得税(事業者の 取得にかかるもの)ついて、以下の通り減額

【住宅部分】築年月日に応じ、一定額を減額

【敷地部分】一定の場合(※1)に、税額から一定額(※2)を減額

リフォーム工事(一定の質の向上)*

- ※1 対象住宅が「安心R住宅」である場合または既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合
- ※2 150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額

結果

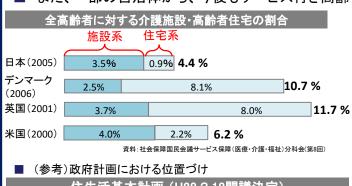
○現行の措置を2年間(令和3年4月1日~令和5年3月31日)延長する

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)

高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供 給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足している中、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加は今後も見込まれる状況
- このため、在宅医療・介護の場となる高齢者向け住宅の供給促進が必要であり、特に、補助事業のない有料老人ホーム等は供給促進にそぐわないこと等を踏ま えれば、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要
- また、一部の自治体から、今後もサービス付き高齢者向け住宅の着実な整備が必要であるとして、特例措置の延長要望がなされている





- 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・
- 医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現
- まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き高齢者
- 向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成
- **高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 4%**(令和7年度)



の整備などを進める。

○ 高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むこと ができるよう、サービス付きの高齢者向け住宅の供給等により、 住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組 を促進する

給者の住まい



- サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の 整備を促進
- サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保 に向けた取組の実施

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】 5年間、税額を1/2~5 / 6の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減(参酌標準:2/3)

【不動産取得税】

家屋: 課税標準から1.200万円控除/ 戸

土地: 税額から一定額(※)を減額

※ 150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額

結 果

現行の措置を2年間(令和3年4月1日~令和5年3月31日)延長する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 (所得税・法人税・登録免許税・住民税・事業税・不動産取得税)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、これに関連する税制上の支援措置を講ずる。

施策の背景

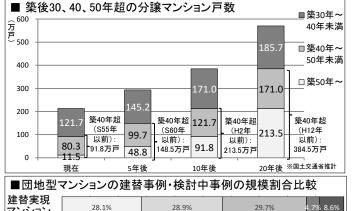
- ・現在のマンションストック総数(約666万戸)のうち、築後40年超のマンションは約92万戸(いずれも令和元年度末時点)で、10年 後には約2.3倍の約214万戸となる見込みであり、今後、耐震性のある高経年マンションの老朽化が懸念される。
- 団地型マンションの建替事業はこれまで小規模な団地で進んできているところであるが、今後はより大規模な団地での建替が予 定されている。

令和2年6月に成立した、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、以下の措置を講じることを踏まえ、これに関 連する税制上の支援措置を講ずる。

(1)要除却認定マンションの対象の拡充

耐震性が不足するものに加え、外壁の剥落等により周辺に危害を生ずるおそれがあるマンション等で除却の必要性に係る認 定を受けたマンション(特定要除却認定マンション)について、全員合意によらず、多数決の決議によって、マンション敷地売却 事業の対象とする。

- (2)団地型マンションにおける敷地分割制度の創設
- 一部棟を存置しながらその他の棟の建替え・マンション敷地売却を行うため、特定要除却認定マンションを含む団地において、 全員合意によらず、多数決の決議によって、敷地の分割を可能とする。



28.1% 28.9% 29.7% マンション 建替検討中 11.1% 57.8% マンション

201戸以上 □50戸以下 □51~100戸 □101~200戸 ■201~300戸 ■301戸以上 ※国土交通省が把握している建替事例及び平成30年度マンション総合調査により分析

要望の結果

マンション建替事業

マンション敷地売却事業

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

- ○区分所有者が組合に敷地等を買い取られる場合の長期譲渡所得に係る軽減税率(所
- 得税・個人住民税)及び重課免除(法人税・法人住民税・事業税) ○移転等の支出に充てる借家人補償金の総収入金額への不算入措置(所得税・個人住
- 民税)

(登録免許税)

- ○組合が受ける分配金取得手続開始の登記の非課税措置
- ○組合が売渡請求により取得する敷地利用権・区分所有権の取得の登記の非課税措置
- ○権利消滅期日の特定要除却認定マンション及びその敷地に関する登記の非課税措置

記の非課税措置

- (不動産取得税)
- ○組合が取得する特定要除却認定マンショ ン及びその敷地に係る課税の非課税措置
- (不動産取得税)
- ○組合が取得する特定要除却認定マンション及びその敷地に係る課税の非課税措置

- (所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)
- ○敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を 取得した場合において、従前資産の譲渡がな かったものとみなす措置
- ※グループ法人税制の適用に係る所要の措置も含む

(登録免許税)

- ○組合が受ける敷地権利変換手続開始の登記の 非課税措置
- ○敷地権利変換による敷地の権利変動に係る登

その他の税制改正事項

- <u>〇 被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の</u> 拡充(固定資産税・都市計画税)
 - → 熊本地震等の被災住宅用地等の特例について**2年延長** (令和2年度分まで→令和4年度分まで)
- <u>〇 防災街区整備事業の施行に伴う新築の防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)</u>
 - → 適用期限を令和5年3月31日まで2年延長
- 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長(印紙税)
 - → 適用期限を令和8年3月31日まで<u>5年延長</u>